

久留米市認知症カフェ等支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、久留米市内における認知症カフェ等の運営者を支援し、認知症カフェ等の地域における周知を促進することにより、認知症の人及びものわすれに不安を感じる人並びにその家族（以下「認知症の人等」という。）を支える地域づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「認知症カフェ等」とは、認知症の人等が気軽に立ち寄ることができ、悩み事の相談及び参加者相互の情報交換等を通じて、孤立防止及び介護負担の軽減等を図ることを目的として、定期的に開催される場所をいう。

(認知症カフェ等の分類)

第3条 市長は、認知症カフェ等を次の各号のとおり分類する。

- (1) みんなの居場所 認知症であってもなくても、みんなで認知症について考える場
- (2) 家族同士の居場所 家族が明るく生きるために、ざっくばらんに情報交換できる場
- (3) わたし達の居場所 認知症の人が明るく生きるために、認知症の人中心の時間が流れる場

(認知症カフェ等の要件)

第4条 次条に規定する支援を受けようとする者は、次の各号すべてを満たすものとする。

- (1) 久留米市内で開催される認知症カフェ等であること
- (2) おおむね月1回以上開催していること
- (3) 営利活動、政治活動又は宗教活動を目的としていないこと

2 前項の規定に関わらず、認知症カフェ等の運営者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当するときは、支援を行わないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(支援内容)

第5条 市長は、認知症カフェ等の運営者に対し、次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) 認知症カフェ等の開催情報の広報活動に対する協力
- (2) 認知症に関する啓発資料の提供
- (3) 認知症カフェ等の運営や企画内容に対する助言

(活動状況の届出)

第6条 支援を受けようとする者は、久留米市認知症カフェ等活動状況届(第1号様式)(以下「活動状況届」という。)に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

(変更の届出)

第7条 活動状況届を提出した者は、活動状況に変更が生じたときは、久留米市認知症カフェ等活動状況変更届(第2号様式)を市長に提出するものとする。

(中止の届出)

第8条 活動状況届を提出した者は、支援を受ける必要がなくなったときは、久留米市認知症カフェ等支援中止届(第3号様式)を市長に提出するものとする。

(支援の中止)

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援を中止することができる。

- (1) 第4条に定める要件に適合しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により支援を受けたと認められるとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年3月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。